

## 1. 受付

申請受付

### 平成29年度申請分の手続き

○平成29年度の認証取得の申請について、以下のとおり受付。**ポータルサイト「福祉・介護の仕事魅力情報なら」での周知や、社会福祉法人経営者協議会、老人福祉施設協議会等の各種別協議会等を通じて周知依頼を行う。**

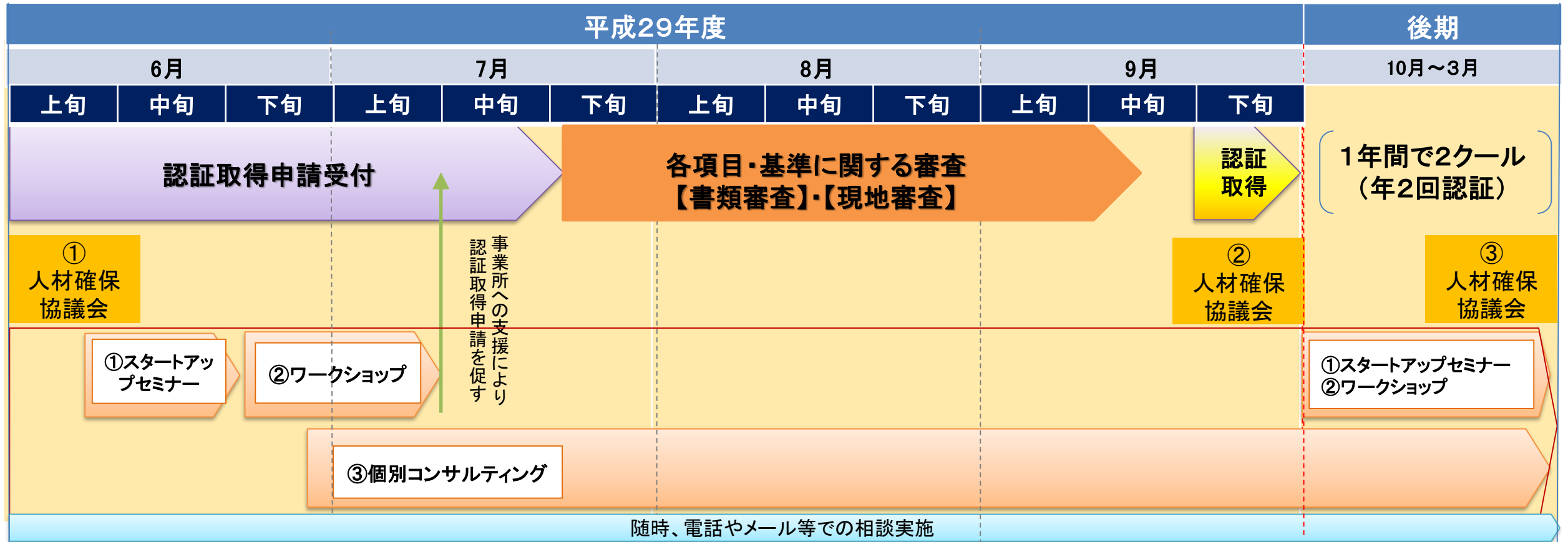
申請受付期間 (前期)平成29年 6月 1日(木)～平成29年7月24日(月)【必着】  
 (後期)平成29年12月 1日(金)～平成30年1月24日(水)【必着】  
 申請書提出先 奈良県健康福祉部地域福祉課 地域福祉推進係あて送付

【前期】審査

### 【前期】各項目・基準に関する審査

- (1)書類審査【7月下旬～8月中旬予定】
  - ・各事業所から提出された申請書類をチェックシートに基づき審査
  - ・認証基準に沿って、人材育成計画等の書類の確認及び、法令等に沿った規程類の整備状況を確認
- (2)現地審査【8月上旬～9月中旬予定】
  - ・書類審査後、社会保険労務士と県職員が各事業所を訪問し、実地により審査
  - ・認証基準に沿って、各種会議の資料、報告書などの作成状況等について、現物や聞き取りにより確認

9月下旬に知事認証



## 2. 支援策

### (1)スタートアップセミナー【前期】

目的：初めて認証取得を目指す事業所に対して、認証制度の目的や概要、評価項目、認証基準、申請方法など制度全般についての説明を行い、認証の申請に向けた取組を促進する。

対象：認証制度の取得を目指す事業所又は認証制度の内容を知りたい事業所(施設長・総務担当者等)など

日程：<大和高田会場> 6月9日(金) 14:00～16:00 奈良県産業会館 中会議室  
 <橿原会場> 6月13日(火) 14:00～16:00 奈良県社会福祉総合センター 研修室A  
 <奈良会場> 6月15日(木) 14:00～16:00 奈良商工会議所 AB会議室

規模：1会場あたり50名程度【3会場 150名程度】

募集方法：種別協議会(老人福祉施設協議会、保育協議会、心身障害者施設連盟、児童福祉連盟等)へ周知依頼を行うとともに、事業所へメール送付

募集期間：5月24日(水)～定員に達するまで先着順

説明会プログラム 1. 認証制度導入の主旨・目的と概要 2. 評価項目の詳細、基準について 3. 認証申請方法とスケジュール 4. 質疑応答

### (2)ワークショップ【前期】

目的：スタートアップセミナーに参加した事業所等が認証制度の申請を準備する際に、とりわけ課題となる「人材育成計画の作成」や「復職・継続勤務支援」など評価項目と認証基準の考え方をワークショップ形式により説明し、認証申請につなげる。

日程：

奈良県産業会館	会議室2	6月21日(水)	10時～11時30分
	会議室2	6月30日(金)	14時～15時30分
奈良県社会福祉総合センター	第1会議室	6月23日(金)	14時～15時30分
	第3会議室	7月4日(火)	10時～11時30分
奈良商工会議所	B会議室	6月27日(火)	10時～11時30分
	A会議室	7月7日(金)	14時～15時30分

規模：1会場あたり20名程度【6回 120名程度】

募集期間：スタートアップセミナー後～定員に達するまで先着順

### (3)個別コンサルティング

目的：平成29年度に認証取得申請を行う事業所等を対象として、個別に事業所を訪問し、個々の資料等が認証基準を満たしているかを確認するとともに、基準を満たすための具体的な改善策等について、コンサルティングを行う。

日程：平成29年6月下旬～平成30年1月

対象：認証制度の申請を行う上で個別のコンサルティングを必要とする事業所

規模：延べ36事業所程度(各1時間程度) ※小規模事業所に対しては、事業所訪問を複数回実施するなど認証の取得支援を充実させる。

# 認証制度の対象事業種別について

対象事業所について、生活保護法に基づく保護施設のうち、「救護施設」及び「授産施設」について追加。当該施設は「生活指導員」や「作業指導員」等を配置する必要があり、他の対象事業種別の事業所と同様に、人材育成の取り組みや就労環境の向上等により、人材確保、定着を図る必要がある。

## 対象事業種別【改定前】

サービス名	対象事業種別		
介護保険サービス (予防含む)	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	特定施設入居者生活介護事業所
	居宅介護支援事業所	訪問介護事業所	訪問入浴事業所 通所介護事業所
	小規模多機能型居宅介護事業所		短期入所生活介護事業所
	認知症対応型共同生活介護事業所		訪問看護事業所
	訪問リハビリテーション施設		通所リハビリテーション施設
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
	複合型サービス施設(看護小規模多機能型居宅介護事業所)		
障害福祉サービス	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所 行動援護事業所
	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所
	重度障害者等包括支援事業所		共同生活介護事業所
	障害者支援施設		自立訓練事業所(機能訓練/生活訓練)
	宿泊型自立訓練事業所		就労移行支援事業所
	就労継続支援A型事業所		就労継続支援B型事業所
	共同生活援助事業所		指定特定相談支援事業所
	指定地域移行支援事業所		指定地域定着支援事業所
児童福祉サービス	保育所(認可保育所のみ 認可外保育施設は対象外)		
	認定こども園	助産施設	乳児院
	母子生活支援施設	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設
	障害児相談支援事業所	障害児入所施設	児童発達支援センター
	児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	保育所等訪問支援事業所
	児童自立支援施設	児童館	児童家庭支援センター
	小規模保育事業所	事業所内保育事業所	家庭的保育事業所
	小規模住居型児童養育事業所	児童自立生活援助事業所	居宅訪問型保育事業所



## 対象事業種別【改定後】

サービス名	対象事業種別		
介護保険サービス (予防含む)	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	特定施設入居者生活介護事業所
	居宅介護支援事業所	訪問介護事業所	訪問入浴事業所 通所介護事業所
	小規模多機能型居宅介護事業所		短期入所生活介護事業所
	認知症対応型共同生活介護事業所		訪問看護事業所
	訪問リハビリテーション施設		通所リハビリテーション施設
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
	複合型サービス施設(看護小規模多機能型居宅介護事業所)		
障害福祉サービス	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所 行動援護事業所
	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所
	重度障害者等包括支援事業所		共同生活介護事業所
	障害者支援施設		自立訓練事業所(機能訓練/生活訓練)
	宿泊型自立訓練事業所		就労移行支援事業所
	就労継続支援A型事業所		就労継続支援B型事業所
	共同生活援助事業所		指定特定相談支援事業所
	指定地域移行支援事業所		指定地域定着支援事業所
児童福祉サービス	保育所(認可保育所のみ 認可外保育施設は対象外)		
	認定こども園	助産施設	乳児院
	母子生活支援施設	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設
	障害児相談支援事業所	障害児入所施設	児童発達支援センター
	児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	保育所等訪問支援事業所
	児童自立支援施設	児童館	児童家庭支援センター
	小規模保育事業所	事業所内保育事業所	家庭的保育事業所
	小規模住居型児童養育事業所	児童自立生活援助事業所	居宅訪問型保育事業所
その他	<u>救護施設(保護施設)</u>	<u>授産施設(保護施設)</u>	

県内の救護施設(2箇所)  
須加宮寮、青垣園

県内の授産施設(1箇所)  
働く広場佐保